

愛知県民間婚活イベント事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組の一環として、婚活イベントを企画実施する団体に対し、事業の実施に要する経費の一部を交付するものとし、その交付に関しては愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第2条 愛知県民間婚活イベント事業費補助金（以下「補助金」という。）の対象事業（以下「補助事業」という。）は、あいち結婚サポート事業実施要綱第7条に基づき「出会い応援団」として登録された団体（以下「登録団体」という。）が、同要綱別紙2の記載事項を遵守した上で企画及び実施する募集定員10名以上の婚活イベント（結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供する催し物をいう。）であって、県が運営するポータルサイト「あいこんナビ」に掲載されるもの（以下「特定婚活イベント」という。）とする。ただし、前年度に特定婚活イベントを実施した登録団体にあっては、前年度の実施回数（前年度に当補助金を活用して実施した特定婚活イベントを除く。）を超過した後に実施した特定婚活イベントのみを補助事業とする。

- 2 登録団体は、市町村を除く。
- 3 参加者を募集するに当たり、年収、職業の制限を設けるなど、補助金の対象とするのにふさわしくないと知事が認める婚活イベントは補助対象としない。
- 4 事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として知事が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費、補助基準額及び補助率）

第3条 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、他の補助・助成事業として採択された事業は、補助事業から除く。

- 2 この補助金の交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と別表第1に掲げる補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額と、補助基準額とを比較して、そのいずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、別記様式第1号「愛知県民間婚活イベント事業費補助金交付申請書」を知事に提出しなければならない。

- 2 交付申請は、特定婚活イベントの参加者の募集期間の最終日の1ヶ月前までに行われ

なければならない。

- 3 第1項の補助金交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付の決定）

- 第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請を行った登録団体に通知するものとする。ただし、当該申請を行った登録団体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

（補助の条件）

- 第6条 補助金の交付の目的を達成するため、交付決定を受けた登録団体（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- （2）補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記様式第6号「愛知県民間婚活イベント事業費補助金変更交付申請書」を提出して知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更（補助金額の30パーセント以内の減額をいう。）は、この限りでない。
- （3）補助事業を中止する場合は、事前に別記様式第7号「愛知県民間婚活イベント事業費補助金中止承認申請書」を提出し、知事の承認を受けること。
- （4）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （5）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （6）補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- （7）補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （8）県税の滞納がないこと。
- （9）前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要であると認めた事項。

(遂行状況の報告)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記様式第8号「愛知県民間婚活イベント事業費補助金実績報告書」を補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額を別記様式第13号「愛知県民間婚活イベント事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書」により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1)補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適當であると認められるとき。

(2)支出額が予算に比べて著しく減少したとき。

(3)この要綱の規定に違反したとき。

(4)補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例

第 19 号) に基づく開示請求があった場合は、同条例第 7 条に規定する不開示情報以外の情報は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率
事業の実施に直接必要な経費（報償費、旅費、需用費（酒類及び金券を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料	補助事業者あたりの上限 200 千円	10 / 10

別表第 2（第 5 条、第 6 条、第 11 条関係）

- 1 暴力団（愛知県暴力団排除条例（平成 22 年愛知県条例第 34 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。